



**「競争的な水素サプライチェーン構築
に向けた技術開発事業」
2026年度第1回公募説明会**

2026年4月7日

**NEDO 水素・アンモニア部
大規模水素利用ユニット 水素SCチーム**

1. 事業概要
2. 応募要件
3. 提案書類
4. 提出期限及び提出先
5. 審査の流れ
6. 審査基準
7. 採択先の公表及び通知
8. スケジュール
9. 公募関連資料
10. 問い合わせ先



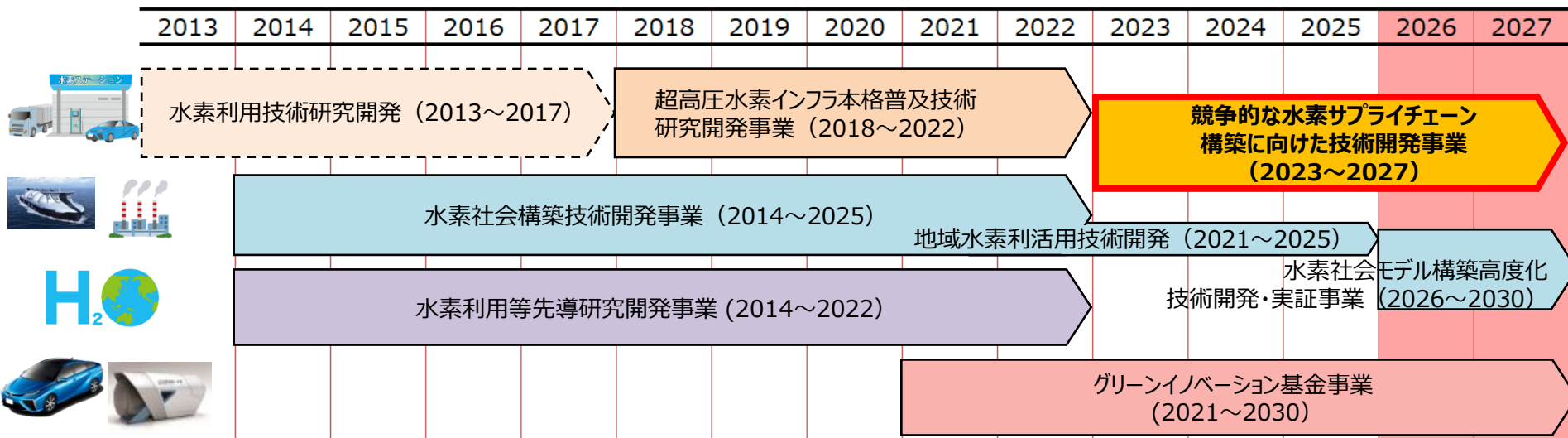
Q & A

15分

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 背景

我が国は、水素エネルギーの利活用について、約50年間にわたり国家プロジェクト等を推進してきた。日本が世界に先駆けて、家庭用燃料電池(エネファーム)や燃料電池自動車(FCV)を市場投入するなど、世界をリードしている。また、これまでも水素社会実現に向けて大規模水素サプライチェーン(大規模海上輸送、水素発電等)、需要地水素サプライチェーンにかかる研究開発を推進するとともに、FCV及び水素ステーションの本格普及に向け、国内規制適正化・国際基準調和・国際標準化に資する研究開発及び水素ステーションのコスト低減に関する取組を行ってきた。ただし、その技術は発展途上であり、引き続き更なる技術革新が必要である。今後は、水素を新たな資源として位置づけ、水素製造、貯蔵・輸送、利用における幅広いプレイヤーを巻き込むことで、国際競争力を強化し、早期に世界市場を獲得することが求められる。



競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- 目的

水素社会の実現に向けては、様々な需要に対応する水素サプライチェーンを構築することが極めて重要である。水素サプライチェーンの構築に向けては、更なる技術革新を通じた水素コスト低減を図る必要があることに加え、新たな技術や用途での実装に際して、安全性を検証しつつ、規制等の整備及び合理化を図ることも求められる。本制度では、過去の事業の成果を踏まえ、またグリーンイノベーション基金事業による大規模実証とも連携し、**水素サプライチェーン構築に際して必要な要素技術開発に加え、規制整備や国際標準化のために必要なデータ取得等を支援する。**

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 事業の枠組み

本事業では、目的の達成に向けて以下の2つの枠組みで公募を行います。

- ・ 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業（委託）
- ・ 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業（補助）

<委託事業と補助事業の考え方>

本事業における取組のうち、**公的研究機関、大学、業界団体等**が実施する国内の水素産業全体に裨益する研究開発テーマ（**規制適正化・国際標準化に関する技術開発等**）については**委託事業**として実施します。**委託事業については今回募集するテーマを公募要領に記載しております。**

ただし、規制適正化・国際標準化に関するテーマであったとしても、民間企業等が提案するもので、水素産業全体よりも当該個社への裨益が大きいと見込まれるテーマについては、補助事業にて実施する予定です。

また、本事業における取組のうち、**民間企業等**が主体となって実施する研究開発テーマ（**水素関連技術の高度化等に関する要素技術開発**）は、国内の水素産業全体に裨益する側面はあるものの、特に当該企業等への裨益が見込まれることから、民間企業等がリスクを取りつつ推進されるべき事業であるため、原則、**補助事業**として実施します。

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

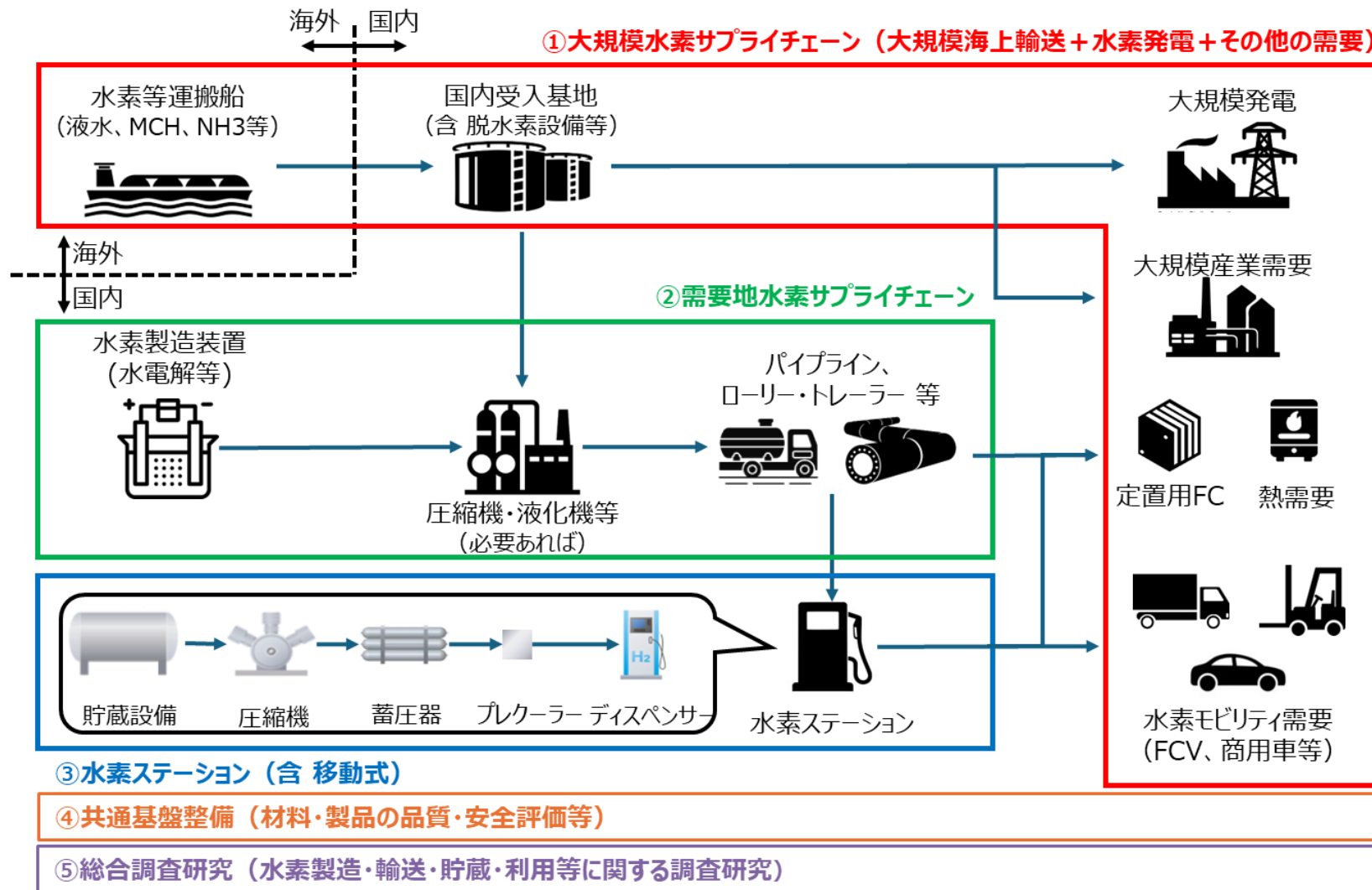
● 事業内容

水素サプライチェーン構築に際して、安定的で安価な水素の供給基盤を確保するため、水素を製造・貯蔵・輸送・利用するための設備や機器、システム等の更なる高度化・低コスト化・多様化につながる技術開発等を行うとともに、規制改革実施計画等に基づき、規制の整備や合理化、国際標準化のために必要な研究開発等を行います。

- 具体的な研究開発項目は、以下の5つから構成されます。
- 研究開発項目Ⅰ「大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」(委託・補助)
- 研究開発項目Ⅱ「需要地水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」
(今回公募対象外)
- 研究開発項目Ⅲ「水素ステーションの低コスト化・高度化に係る技術開発」(委託・補助)
- 研究開発項目Ⅳ「共通基盤整備に係る技術開発」(委託のみ)
- 研究開発項目Ⅴ「総合調査研究」(今回公募対象外)

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- 研究開発・規制整備等の対象となる5つの研究開発項目



競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 研究開発項目Ⅰ

「大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」

水素サプライチェーンの構築のために必要となる、水素等に係る運搬船や国内受け入れ基地等の大規模海上輸送機器、水素発電等に関する各種機器の大型化・多様化・高効率化に資する技術開発を実施する。さらに、今後、大規模な水素需要が見込まれる運輸分野、産業分野等における水素利用機器等の高効率化・低コスト化に資する技術開発を実施する。加えて、材料の信頼性評価手法の確立や技術基準・安全基準の策定に資する研究開発を支援する。



● 研究開発項目Ⅱ

「需要地水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」

(今回公募対象外)

需要地での水素供給コストの低減のため、水素製造装置、圧縮機、液化器、パイプライン、ローリー、トレーラー、コンテナ等の個々の需要地での水素サプライチェーンの構築に必要な各種機器の技術開発を実施する。加えて、水素製造装置の高圧化対応等を図るための技術基準の検討・評価及び水素パイプラインにおける安全性評価に係る技術基準の作成に資する取組を行う。



競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 研究開発項目Ⅲ

「水素ステーションの低コスト化・高度化に係る技術開発」

水素ステーションの低コスト化、高度化に資する水素貯蔵設備、圧縮機、蓄圧機、プレクーラー、ディスプレイ等々の技術開発を実施する。国際標準・基準に関する活動に継続して取り組む。加えて、航空機・船舶等への多用途適用を図る。



● 研究開発項目Ⅳ

「共通基盤整備に係る技術開発」

水素社会構築実現のために共通基盤的に必要となる材料・製品の品質評価、安全評価等に資する技術開発等を実施する。具体的には、水素環境下における鋼材のデータベース構築や液化水素関連製品の品質管理設備の設置等に取り組む。

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- **研究開発項目V**

- 「総合調査研究」 (今回公募対象外)**

- (イ) 水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査研究

- 水素社会の実現に向け、競争的な水素サプライチェーンの構築に資する水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査・研究を行う。

- (ロ) 水素社会実現に向けた情報発信等に関する調査研究

- 水素エネルギーに対する需要者の認知向上や興味喚起、水素の安全性に対する正しい理解促進、当該分野に関わる研究者の拡大等を目的として、戦略的な情報発信を行い、パブリックアクセプタンスの向上に係る調査を行う。国際的な水素サプライチェーンを構築するため、国際連携活動等にも取り組む。

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 委託事業の募集テーマ

本公募の委託事業については、各研究開発項目ごとに募集テーマを下記の通り設定しております。募集テーマについての提案のみ審査する予定となっております。

対象	募集テーマ
研究開発項目Ⅰ 「大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」 ※補助事業も募集	・水素品質の標準化に関する技術開発 ・液化アンモニアの大規模貯槽に関する研究開発
研究開発項目Ⅲ 「水素ステーションの低コスト化・高度化に係る技術開発」 ※補助事業も募集	・HDV用充填プロトコルに関する技術開発
研究開発項目Ⅳ 「共通基盤整備に係る技術開発」 ※委託事業のみ募集	・液化水素関連機器に関する基盤研究開発

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 事業期間

2026年度から2027年度まで（最長2年間）

この期間の中で実施する1～2年間の個別の研究開発テーマを募集します。
本公募で採択するテーマの契約期間は最長2028年3月末までとします。

*ただし、今回の採択審査では研究開発の全期間を審査しますので、**最長の研究開発計画**を記載してください。

● 予算額

2026年度の新規事業の全体予算：10億円程度

* 個別の研究テーマ毎の予算上限は設けておりませんが、当該予算の必要性は厳格に審査します。
また、採択審査の結果又は国の予算の変更等により提案額から減額することを条件として付して採択候補とすることがあります。

● 補助率

補助事業の補助率は **1 / 2**

2. 応募要件（委託）

公募要領 2.（委託）



委託事業への応募資格がある法人は、次の(1)～(8)までの条件及び「基本計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する大学や企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の**研究開発の実績**を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な**組織、人員等**を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な**経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力**を有し、かつ、**情報管理体制等**を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、**委託契約に基づき適切に遂行できる体制**を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの**研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現**について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの**研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現**について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の**責任と役割が明確化**されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の**責任と役割が明確化**されていること。
- (7) 本邦の企業等で**日本国内に研究開発拠点**を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (8) プロジェクトマネージャー（以降「PMgr」という）、プロジェクトリーダー（以降「PL」という）から指示があった場合は、これに従うこと。

2. 応募要件（補助）

公募要領 2.（補助）



補助事業への応募資格のある法人は、次の要件（課題設定型産業技術開発費補助金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で補助を希望する、**本邦**の企業、大学等の研究機関とします。

- i. 補助事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。
- ii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な**経理的基礎**を有すること。
- iii. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な**管理体制及び処理能力**を有すること。
- iv. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に**有効な研究開発**を行うものであること。
- v. 当該補助事業者が補助事業に係る**企業化に対する具体的計画**を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 本邦の企業・大学等で**日本国内に研究開発拠点**を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

- 提出書類チェックリスト
- 提案書
- 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書
- 提案者情報
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- 事業概要図
- 直近の事業報告書
- 直近3年分の単体／連結財務諸表

**下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。**

➤ https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00130.html

- 提出書類チェックリスト
- 提案書
- 主任研究者研究経歴書
- 提案者情報
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
- 事業概要図
- 直近の事業報告書
- 直近3年分の単体／連結財務諸表

**下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。**

➤ https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00130.html

提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 提出書類は（別紙）提出書類チェックリストに記載の資料番号をファイル名の先頭に「半角数字_」として付してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 受付番号の表示は受理完了とは別のものとなります。登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限 になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。
特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。

4. 提出期限及び提出先

公募要領 3.



- 本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他の提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026年4月28日（火） 正午

提出先：Jグランツ

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDY4SMAX?wfid=a0XJ2000006k4epMAA>

- 電子申請システム「Jグランツ」上で、**必要項目を入力、提出書類をアップロードして申請。**
- 複数法人による**共同提案を行う場合は**、代表法人が提出書類を**取りまとめの上、代表法人が申請。**代表法人以外の法人のJグランツ上の申請は不要です。
- Jグランツでの申請には、事前にGビズIDの「**GビズIDプライムアカウント**」又は「**GビズIDメンバーアカウント**」が**必要。**
- Jグランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO担当者の指示に従ってください。

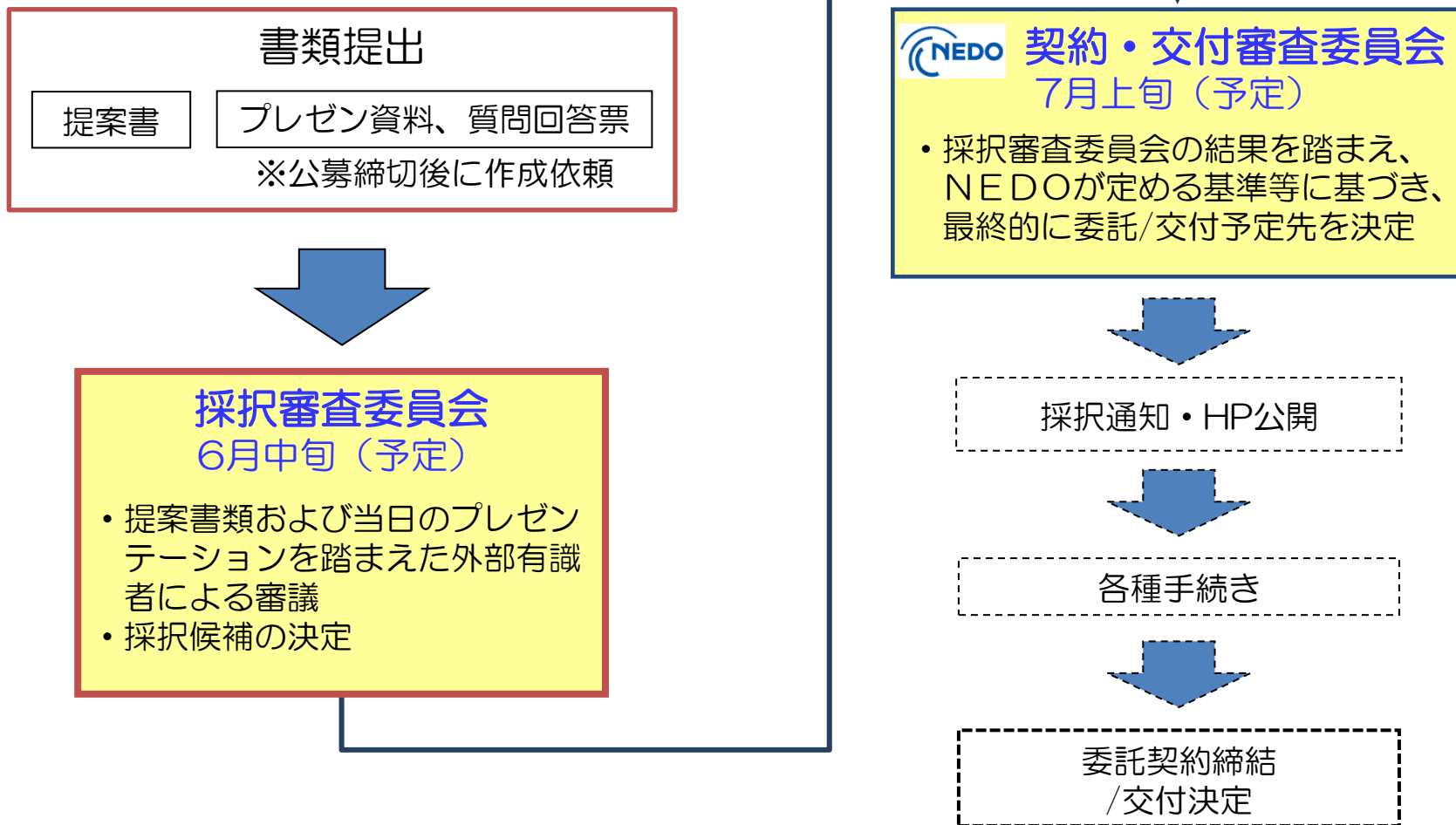
Jグランツでの応募受付については、下記をご参照ください

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

* 応募に当たっては必ず公募要領をご確認ください。

5. 審査の流れ

公募要領 4.



委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

● 採択審査の基準

- i. 提案内容が**本事業の目的、目標に適合しているか**。基本計画及び実施方針に記載された当該テーマの目的・目標及び**政府の目指す水素社会実現に向けた取組の方向性に合致しているか**（不必要な部分はないか）。また、提案内容が、**国内の水素産業全体に裨益する研究開発テーマ**（規制適正化・国際標準化に関する技術開発）であり、国が負担して実施するにふさわしい内容になっているか。
- ii. 提案された開発技術内容は**新規性、優位性、有用性**の観点から妥当であるか。**提案内容は技術開発要素を含んでいるか**。その内容が明確かつ妥当か。開発技術内容は既存（類似）及び競合（新規）技術に対して、**新規性・独自性・優位性**があるか。開発技術内容は**産業面での有用性**があるか。
- iii. 設定された**技術課題とそれを検証、克服するためのアプローチ方法は適切であるか**。技術目標が定量的に設定されており、開発成否の閾値が明確であり、その目標値は妥当か。また、定量的な目標値を定めることが困難な場合は、より具体的で定性的な目標が定められており、その内容は妥当か。技術課題を検証/克服するためのアプローチ方法は過不足無く計画されているか。
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。実施計画遂行に**必要な技術的能力を持った人材・設備・経営基盤・財務基盤を有しているか**。必要な研究開発体制がとられているか。組織内外の業務の分担を明確に示し、効率的な体制となっているか。関連分野における実績を有しているか。
- v. **費用構成は妥当であり投資対効果の経済性があるか**。開発予算に過不足はないか。事業化計画の実現可能性及び実現時の事業規模と照らして、**投資に値する開発予算規模であるか**。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、並行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か、等）。特に、**水素技術に関連する規制等の整備や合理化、国際標準化が図られ、国内水素産業への貢献や水素サプライチェーン構築が期待できるか**。
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況。
- viii. 総合評価。

● 採択審査の基準

- i. 提案内容が**本事業の目的、目標に適合しているか**。基本計画及び実施方針に記載された当該テーマの目的・目標に提案内容が適合しているか。また、**政府の目指す水素社会実現に向けた取組の方向性に合致しているか**。
- ii. 提案された開発技術内容は**新規性、優位性、有用性**の観点から妥当であるか。提案内容は**技術開発要素を含んでいるか**。その内容が明確かつ妥当か。開発技術内容は既存（類似）及び競合（新規）技術に対して、**新規性・独自性・優位性**があるか。開発技術内容は**産業面での有用性があるか**。
- iii. 設定された**技術課題とそれを検証、克服するためのアプローチ方法は適切であるか**。技術目標が定量的に設定されており、開発成否の閾値が明確であり、その目標値は妥当か。また、定量的な目標値を定めることが困難な場合は、より具体的で定性的な目標が定められており、その内容は妥当か。技術課題を検証/克服するためのアプローチ方法は過不足無く計画されているか。
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。実施計画遂行に**必要な技術的能力を持った人材・設備・経営基盤・財務基盤を有しているか**。必要な研究開発体制がとられているか。組織内外の業務の分担を明確に示し、効率的な体制となっているか。関連分野における実績を有しているか。
- v. **費用構成は妥当であり投資対効果の経済性があるか**。開発予算に過不足はないか。事業化計画の実現可能性及び実現時の事業規模と照らして、**投資に値する開発予算規模であるか**。
- vi. 対象とする**市場の捉え方及び投入製品の競争力評価は妥当であるか**。また、企業化計画が実現した場合、国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況。
- viii. 賃上げの実施は予定されているか。
- ix. 総合評価。

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

2026年

- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| 3月30日 | : | 公募開始 |
| 4月28日 正午 | : | 公募締切 |
| 5月中旬 (予定) | : | 提案者へ採択審査委員からの質問送付 |
| 5月下旬 (予定) | : | 質問回答票・プレゼン資料締め切り |
| 6月中旬 (予定) | : | 採択審査委員会 (外部有識者による審査) |
| 7月上旬 (予定) | : | 契約・交付審査委員会 |
| 7月中旬 (予定) | : | 採択先決定 |
| 7月中旬 (予定) | : | ウェブサイト公表 |
| 9月中旬 (予定) | : | 契約締結 |

※再委託先等との契約は原則としてNEDOと委託先との契約締結日以降に締結のこと。

下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00130.html

- 基本計画
- 公募要領（委託）
- 公募要領（補助）
- 関係書類一式（委託）
- 関係書類一式（補助）

10.問い合わせ先



公募説明会以降のお問い合わせは、
4月17日(金)まで下記メールにて受け付けます。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
水素・アンモニア部 大規模水素利用ユニット 水素SCチーム

担当者：八木橋、長友、比屋根、神例、深澤

E-Mail : suiso_sc@ml.nedo.go.jp

※ ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。



ご応募をお待ちしております。

- 予算について

Q:2027年度予算に関しては今のところどのような状況でしょうか？

A:2027年度予算につきましては、現在NEDO全体としての予算が未確定のため、現時点では具体的な内容をお伝えできる段階にございません。

Q:2027年度の予算が未確定とのことですが、総事業費の計上にあたり、減額となる可能性はありますか。

A:補助率自体に変更は予定しておりませんが、2027年度の予算状況によっては、事業内容の一部について調整をお願いし、結果として計画上の予算額が変更となる可能性がございます。

Q:2026年度の予算として10億円との記載がありますが、これは各研究テーマ（Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ）における補助事業および委託事業の合計額という理解でよろしいでしょうか。

A:はい、そのご理解で問題ございません。

- 事業計画について

Q:事業計画について、2027年度以降の計画を含めて記載することは可能でしょうか。

A:本事業の実施期間は2023年度から2027年度までとなっており、審査においても2027年度までの計画を対象として確認いたします。なお、2028年度以降の構想について言及いただくこと自体を妨げるものではありませんが、審査の対象はあくまで事業期間内の計画となりますので、その点をご留意ください。

- 研究項目について

Q: 研究項目Ⅳについては、委託事業のみが対象という理解でよろしいでしょうか。

A: はい、その通りです。なお、研究項目ⅠおよびⅢについては委託事業と補助事業の両方が対象となっております。また、研究項目ⅡおよびⅤにつきましては、今回の公募の対象外となっております。

Q: 研究項目Ⅳは委託事業のみとのことですが、大学のみでの提案も可能でしょうか。

A: 大学のみでのご提案も可能です。

ただし、募集テーマの趣旨に沿い、実用化や社会実装を見据えた取組や、将来的なコスト低減等に関する考え方については、採択審査において重要な観点となります。そのため、これらの点について十分にご記載いただくことを推奨いたします。